

▶ 現行計画と次期計画の基本方針の比較

現行計画

《基本方針1》3Rの推進

《基本方針2》市民・事業者との連携の推進

《基本方針3》民間化・広域化の推進

《基本方針4》適正処理の推進

《基本方針5》環境への配慮

次期計画

《基本方針1》2Rを優先した取組の推進

《基本方針2》市民・事業者と連携した分別・リサイクルの推進

《基本方針3》環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

▶用語説明

※ 1 フードバンク活動

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。

※ 2 食べ切り協力店事業

- ・外食時の食べ残しを減らす取組に協力いただける飲食店・宿泊施設等に「食べ切り協力店」として登録していただく。
- ・協力店には、小盛メニュー等の導入や食べ残しを減らすための呼びかけ等、食品ロス削減につながる取組を実践していただく。
- ・市は登録した協力店を広報紙やHP等で紹介し、市民の方に食べ切りへの協力を呼びかける。

※ 3 再生利用業者の指定制度【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号、第2条の3第2号】

- ・再生利用されることが確実であると市町村が認めた一般廃棄物については、市長村長の指定により廃棄物処理業の許可を不要とするもの。
- ・主な対象一般廃棄物：厨芥類、木くず、草木類（平成23年3月環境省報告書より）
- ・本市が指定している一般廃棄物：特定家庭用機器再商品化に係る特定家庭機器一般廃棄物【特定家電】
動植物性残渣（魚類及び鳥獣類の固形状粗に限る）【魚腸骨】